

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	中標津町

中標津町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中標津町経済部農林課
所 在 地 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
電 話 番 号 0153-74-0495（ダイヤルイン）
F A X番号 0153-73-5333
メールアドレス shizen@nakashibetsu.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、キツネ、ハシブトカラス・ハシボソカラス、ドバト、ノイヌ、ヒグマ、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	中標津町一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度における被害数値）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
エゾシカ	馬鈴薯	18.8ha	1,575万円
	てん菜	5.3ha	579万円
カラス	デントコーン	58.6ha	1,583万円
	牧草	334.5ha	3,659万円
ドバト	野菜	6.7ha	1,495万円
	小麦	4.2ha	39万円
キツネ	牧草ロール	10個	1万円
		計	8,931万円
ノイヌ	交通事故	物損事故22件 金額不明 (警察への届出件数)	
ヒグマ	農業用施設等	18件	180万円
	野菜（甜菜・馬鈴薯）	3件	30万円
ノイヌ	飼料（牧草ロール含）	3件	30万円
	家畜	21件	840万円
ヒグマ	牧草ロール	54個	4万円
		計	1,084万円
ドバト	住宅・牛舎、空き家等	生活環境・衛生被害の憂慮	
ノイヌ	牧草ロール	6個	1万円
	家畜	21件	500万円
ヒグマ	農業用施設等	3件	30万円
	生活環境		不明
ノイヌ	家畜		不明
	生活環境		
ヒグマ	甜菜、馬鈴薯、大根等		不明

アライグマ	野菜、果物、穀物、養殖魚 牧草ロール 生活環境	不明
-------	-------------------------------	----

(2) 被害の傾向（令和4年度～令和6年度）

エゾシカ	町内全域に生息しており、行動範囲も広く、町内の生息数は不明である。農業被害は採草地やデントコーン畑に多く見られるが畑作地帯においても春季及び秋季（苗植え時期と収穫時期）の被害が発生しており多大な影響を与えている。また、市街地にも頻繁に出没するため、日没や見通しの悪い状況においての交通事故が非常に危険であるため、産業や生活環境に与える影響は甚大である。
カラス ドバト	町内全域に生息しており、酪農家や畑作農家地域に特に出没している。飼料袋や牧草ロールに穴を空けたり、乳牛の出産直後の仔牛や成牛の乳房を損傷させるなど農業被害が拡大している。 また、牛舎内に侵入するため、糞害や病原菌・感染症の媒介として危惧され、関係者に与える影響は多大である。 市街地においては、繁殖期の威嚇行動に対する苦情が寄せられているが、捕獲手段が制限されるため対応に苦慮している。
キツネ ノイヌ	町内全域に生息しており、近年酪農地域において、牛の分娩時に陰部や仔牛を損傷させたり、ノイヌによる牛の死傷事故が発生している。また、牛舎内に侵入するため病原菌や感染症の媒介として危惧される。 市街地においても出没することからエキノコックス感染症や環境衛生面でも影響が懸念される。
ヒグマ	生息数は不明だが、5月～11月にかけ牧草地や道路横断等の出没、畑作地域での食害・踏圧被害等の情報が寄せられている。 また近年、市街地及び周辺でも目撃情報が増加しており、人畜への危害や生活環境を脅かすことが懸念される。
アライグマ	生息数は不明だが、近年道内各地で見られる様なっており、町内の酪農家でも過去に目撃情報があり、生息域が拡大してきて農業被害の増加を始めとして、生態系の搅乱、人や家畜に対する感染症の発生なども懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
エゾシカ	被害面積 428ha 被害金額 8,931万円	被害面積 317ha 被害金額 6,621万円
カラス・ドバト	被害件数 45件 被害金額 1,084万円	被害件数 41件 被害金額 998万円
キツネ・ノイヌ	被害件数 24件 被害金額 531万円	被害の減少に努める
ヒグマ	被害件数 不明 被害金額 不明	被害を発生させない
アライグマ	被害件数 不明 被害金額 不明	被害を発生させない

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	從来講じてきた被害防止対策	課題
エゾシカ 捕獲等に 関する取 組	エゾシカ対策協議会を開催し 捕獲数や処理方法等を検討。 鳥獣駆除対策実施隊を設置し 猟友会の協力を得て有害駆除期 間（5月～10月）を設け、主 に銃器による有害駆除を実施し ている。 銃が使用できない場所では、 くくり罠を設置。	銃器での捕獲実績を維持するに は、捕獲技術、回収運搬設備等を 兼ね揃えている捕獲従事者の確保 が必要。熟練した技術者を維持で きなければ、今後の事業継続は困 難となってくるため、担い手の育 成が急務である。
カラス・ ドバト・ キツネ・ ノイヌ捕 獲等に關 する取組	有害駆除期間を通年（4月～ 3月）で設け、銃器やはこ罠に による捕獲を実施。特に農協に駆 除要請のあった被害農家を重点 的に対応している。 市街地の対応としてキツネ・ ノイヌについては、はこ罠によ る捕獲を実施。 また、カラスの威嚇行為の対 策として巣撤去を実施。	被害農家からの通報を受け、主 に銃器やはこ罠による有害駆除を 実施しているが、生息個体数が多 く、なかなか被害が減少しない。 従来より行っている野生動物へ の餌やりの禁止や飼い犬の適正な 飼養についての啓発の強化が必 要となる。 市街地を含め、敷地や建物の所 有者・管理者の自己防衛の意識を 高める啓発が不可欠。

ヒグマ捕獲等に関する取組	<p>目撲情報が寄せられた場合、現地を確認し、看板設置、周辺パトロールを実施。関係機関や農協を通じ近隣住民への FAX 周知等を基本対応としている。</p> <p>頻繁に出没し、人畜被害が危惧される場合、銃器やはこ罠による問題個体の捕獲を実施。</p>	<p>追い払いを基本としているが、捕獲対象の問題個体が発生した場合、迅速に対峙できるハンターが少ない。担い手育成が急務。</p> <p>市街地及び周辺の出没増加に伴い有害駆除数の増が予想される。</p> <p>巡回パトロール、追い払い、捕獲等出動時の適切な報償の確保。</p>
アライグマ捕獲に関する取組	<p>有害駆除期間を繁殖期（3月～6月）に設け、主にはこ罠及びくくり罠による捕獲を実施する。特に農協に駆除要請のあつた被害農家を重点的に対応する</p> <p>市街地の対応についても、はこ罠及びくくり罠による捕獲を実施。</p>	<p>被害農家からの通報を受け、主にはこ罠及びくくり罠による有害駆除を実施するが、生息個体数及び被害が不明。</p> <p>市街地を含め、敷地や建物の所有者・管理者の自己防衛の意識を高める啓発が不可欠。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>農地（牧草地）を電気柵で囲い対策を実施している農家は畑作地域のヒグマ対策等ごく一部。</p>	<p>町内の農家は酪農が中心で牧草地は広大であるため、柵で囲うことはコスト的に困難。</p>

(5) 今後の取組方針

エゾシカ	<p>町内全域でエゾシカの生息が確認されており、畑作物や飼料作物等の農業被害の他、樹皮の食害、交通事故も発生している。</p> <p>町としてはエゾシカ被害を減少させるため、今後も鳥獣被害対策実施隊による主に銃器を使った有害駆除を継続実施していく。</p> <p>また、有害駆除の担い手である狩猟者を確保するため、猟友会への支援を推進する。</p>
カラス ドバト キツネ ノイヌ	<p>農業被害を減少させるため、猟友会、農協等関係機関の協力のもと有害駆除を継続実施していく。</p> <p>また、農業者自身による捕獲や侵入防止対策等、自己防衛の取り組みを推進する。</p>
ヒグマ	<p>出没情報を基に、現地確認して状況判断。</p> <p>関係機関、周辺民家への周知した上でパトロールを実施。</p> <p>追い払いを基本とするが、繰り返し出没し人畜に危害が及ぶ恐れのある問題個体については捕獲する。</p>

アライグマ	<p>町内全域でアライグマの生息は確認されておりませんが、畠作物や飼料作物等の農業被害の発生が危惧されるため、今後も鳥獣被害対策実施隊による主にはこ罠やくくり罠を使った有害駆除を継続実施していく。</p> <p>また、有害駆除の担い手である狩猟者を確保するため、猟友会への支援を推進する。</p>
-------	--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成19年より関係機関、農業者で構成するエゾシカ対策協議会において効果的な被害防止対策検討、協議。

平成26年より猟友会中標津支部中標津部会からの選任者で構成する中標津町鳥獣被害対策実施隊を設置し、効率的に有害鳥獣対策を実施。

エゾシカ	<p>町内全域を対象に、5月上旬から10月下旬まで駆除期間を設け、有害駆除を実施。</p> <p>選任された実施隊員が主に銃器（ライフル・散弾銃）による捕獲を実施。</p>
カラス ドバト キツネ ノイヌ	<p>農家より被害の報告を受け、町もしくは農協を通じ猟友会へ有害駆除を依頼、実施隊員が主に銃器（ライフル・散弾銃・空気銃）での捕獲を実施。</p> <p>銃器が使用できない地域のキツネ・ノイヌ対策として、はこ罠による捕獲を実施。</p>
ヒグマ	<p>追い払いを基本とし、民家近辺に繰り返し出没する、人畜への危害が懸念される問題個体については実施隊の協力のもと銃器（ライフル・散弾銃）やはこ罠を設置し捕獲を実施。</p>
アライグマ	<p>農家より被害の報告を受け、町もしくは農協を通じ猟友会へ有害駆除を依頼、実施隊員が主にはこ罠やくくり罠での捕獲を実施。</p> <p>市街地対策として、はこ罠を設置し捕獲を実施。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7 ～ 9年度	エゾシカ 鳥獣全般	くくり罠等、銃器以外の有効な捕獲方法の検討 農林業者に狩猟資格の取得を促し体制強化を図る。 ・自己防衛策として狩猟免許取得の促進 ・小型はこ罠での捕獲許可を検討 市街地近郊における銃器以外の捕獲対応 ・はこ罠設置 ・カラスの繁殖期における巣落とし等

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
エゾシカ	令和3年度1,146頭、令和4年度939頭、令和5年度947頭の捕獲実績があるが、町内の生息数は不詳である。北海道東部地域ではほぼ横ばいであるが、未だ生息数は過剰であることは明らかである。 農業被害も高い水準で推移していることから、出来る限りの捕獲を試みつつ、農業被害の状況から増減の傾向を把握する。
カラス	令和3年度624羽、令和4年度556羽、令和5年度681羽の捕獲実績があるが、町内の生息数は不詳である。しかし、生息数が過剰であることは明らかであり、当面、農業被害をもたらす個体を重点的に捕獲し、増減の傾向を把握する。
ドバト キツネ ノイヌ	生息数は不明だが、農業被害や市街地での生活環境被害が発生しているため、銃器やはこ罠を設置し、出来る限りの捕獲を試みる。 被害状況により対応し捕獲計画数は定めない。
ヒグマ	追い払いを原則とするが、街中やその周辺での出没を抑制するために個体数の削減が必要であることから、令和7年度の捕獲計画数を3頭とし、翌年以降は5頭とする。 農作物や人畜被害が危惧される場合に捕獲を試みる。
アライグ マ	生息状況については不明だが、農業被害や市街地での生活環境被害が発生した場合は、はこ罠及びくくり罠を設置し、出来る限りの捕獲を試みる。被害状況により対応し捕獲計画数は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ (有害駆除)	1,200頭	1,200頭	1,200頭
カラス (有害駆除)	650羽	650羽	650羽
ヒグマ (有害駆除)	3頭	5頭	5頭
その他鳥獣	出没個体・状況に応じた対応		

捕獲等の取組内容	
エゾシカ	5月上旬から10月下旬まで有害駆除期間を設定し、鳥獣被害対策実施隊員が銃器（ライフル・散弾銃）及び、くくり罠による捕獲を行う。
カラス	4月1日～9月30日（1期） 10月1日～3月31日（2期） 銃器（散弾銃・空気銃）による有害駆除を実施する。 〔銃器の使えない市街地等対策〕 住民の安全確保のため、手捕り採取、放水巣落を実施する。 町内ゴミ処理施設において、はこ罠設置。
全ての鳥獣	被害通報、状況から判断し、適正な捕獲を実施する。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
中標津町	エゾシカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	電気柵 60,000m 金網柵 6,000m	電気柵 40,000m 金網柵 4,000m	電気柵 40,000m 金網柵 4,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7 ～ 令和9	エゾシカ ヒグマ	「根室地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会」における取り組み。 北海道ヒグマ管理計画に基づき「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」を実施。
	その他 鳥 獣	農業被害防止のため自己防衛（狩猟免許取得・小型はこ罠での捕獲許可、講習会への参加等）の推進。

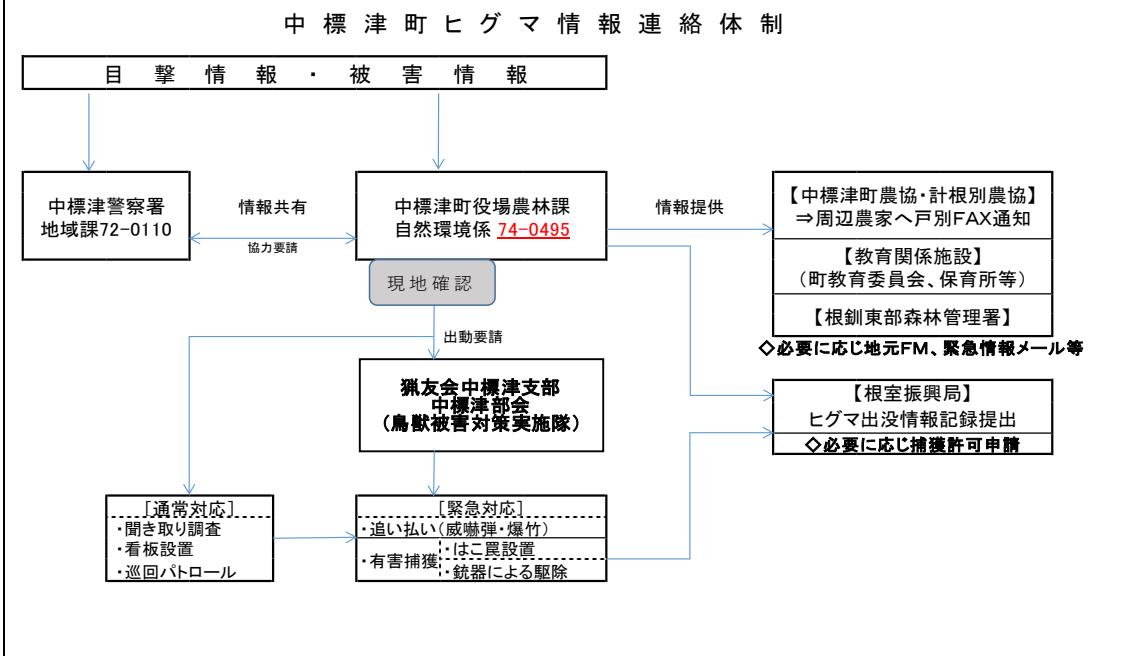
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中標津町	全体の統括、連絡調整、現地パトロール、町民への周知・情報対応、注意喚起
中標津町農業協同組合	農業被害の把握、近隣農家への周知
計根別農業協同組合	農業被害の把握、近隣農家への周知
猟友会中標津部会	有害駆除従事者の統括、連絡調整 猟銃による捕獲の作戦立案、現地パトロール

(2) 緊急時の連絡体制

町農林課の担当者が中心となり、関係機関に連絡調整・情報対応を行う。



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ	捕獲したエゾシカは、町と契約している受入施設に個体搬入し、ペットフードや食肉に有効活用している。 残滓は隣町の焼却処理施設に運搬し処理している。
ヒグマ	捕獲したヒグマについては、計測した後、指定されている資料を北海道立総合研究機構へ提供し、残った残滓は町内処理施設に搬入し、一般廃棄物として処理している。
その他 鳥 獣	捕獲した個体については、町内処理施設に搬入し、一般廃棄として処理している。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカ	捕獲したエゾシカは、町と契約している受入施設に個体搬入し、ペットフードや食肉に最大限有効活用している。その他、他社と提携し、鹿革を利用した鞄・靴やアクセサリー等として販売し、最大限有効活用している。
------	---

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	中標津町エゾシカ対策協議会
構成機関の名称	役割
中標津町	全体の統括、連絡調整、事務局
中標津町農業協同組合	農業被害の把握、農家連絡調整
計根別農業協同組合	農業被害の把握、農家連絡調整
猟友会中標津支部	有害駆除従事者の統括、連絡調整
猟友会中標津支部中標津部会	猟銃による捕獲実施、関連情報の提供
根室農業改良普及センター	農業作物状況、気象情報の把握
農業者	農業被害の把握

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道根室振興局農務課	鳥獣被害対策事業に係る情報提供
北海道根室振興局環境生活課	鳥獣捕獲許可等、鳥獣保護区の調整
中標津警察署	鳥獣関連情報の提供、町民の安全確保
根釧東部森林管理署	国有林に係る情報提供、入林承認手続等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月設置済 令和7年3月現在62名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし